

# 番号制度の方向性

## ～まずはスモール・スタート～

吉井 一洋／鳥毛 拓馬

### 要約

「番号」制度とは、「納税者番号」と「国民ID」を組み合わせた制度である。「番号」を用いて所得等の情報の把握とその社会保障や税への活用を効率的に行う一方で、行政機関の情報連携については、見えない「国民IDコード」を用いることとしている。いずれも住民票コードをベースとしている。なお、法人にも付番を行う予定である。

2011年4月28日に公表された要綱では、番号制度に対する国民の各種の懸念に対応するため、個人情報保護法の特別法として番号法を規定し、利用範囲の制限、厳格な本人確認、閲覧・複製・保管等の制限、安全措置管理義務、守秘義務、委託・再委託に関する規則などを定めることとしている。さらに、個人情報保護等を目的とする第三者機関の設置、マイ・ポータルや公的認証機能を備えたICカードの導入なども提案している。

6月末に大綱の公表、秋に法案を提出し、14年6月の番号交付、15年1月からの開始を目指しているが、当初は税・社会保障・災害対策に利用範囲を限定したスモール・スタートを想定している。制度導入当初からの、民間における幅広い活用は、難しいもようである。

### 目次

- 1 章 番号制度とは
- 2 章 番号の利用方法

# 1章 番号制度とは

## 1. 2つの制度と2つの番号

2011年4月28日に「社会保障・税番号要綱」（以下、要綱）が公表され、6月末に公表予定の「社会保障・税番号大綱（仮称）」（以下、大綱）に向けた議論が大詰めを迎えようとしている。

この「社会保障・税番号」あるいは「共通番号」とも呼ばれている制度は、「納税者番号制度」を、国民に受け入れやすくするよう社会保障給付と結びつけ、さらに「国民ID」構想と組み合わせたものということができる。以下、この制度を「番号制度」と呼ぶこととする。

番号制度の導入の目的は、簡単に言えば、次の2点ということになる。

- ①所得等の情報の把握とその社会保障や税への活用を「番号」を用いて効率的に行う。
- ②IT化を通じ効率的かつ安全に情報連携を行える仕組みを、国・地方で連携し協力しながら整備し、行政事務手続きの効率化とサービス向上を図る。

①については、納税者番号としての機能が中心となる。「納税者番号」は、納税者に悉皆（しっかい〈一つ残らず全部の意〉）的に番号を付与し、下記を義務付けた上で税務当局が番号をキーとして用いて法定調書や納税申告書を名寄せし、納税者の所得情報をよりの確に把握する仕組みである。

◇各種の取引に際して、納税者が取引の相手方

に番号を「告知」すること

◇取引の相手方が税務当局に提出する資料情報（法定調書）および納税者が税務当局に提出する納税申告書に番号を「記載」すること

証券・金融取引を仲介または取引相手となる証券会社や金融機関、源泉徴収義務者などが法定調書に番号を記入しなければならないため、これらの者に「見える」番号である必要がある。

法定調書を、番号ではなく本人を特定できる氏名、住所、生年月日、性別の4情報で名寄せをすることも考えられなくはないが、そのためには、これらの4情報の記入方法を統一したフォーマットを用いないと難しい。例えば、住所一つ取り上げても1丁目9番1号と記入することもあれば、1-9-1と記入することもあり、このように記入方法が異なれば、機械的に名寄せをすることは困難だからである。

個人を特定する統一的な納税者番号を用いれば、このような問題は解消され、法定調書や申告書、添付書類等の名寄せが効率的に行われ、所得の捕捉の精度は向上することが期待される。しかし、全ての所得が捕捉できるわけではない。

取引の捕捉には法定調書の提出が前提となるが、課税対象となる取引の全てについて、法定調書が提出されるわけではない。事業者などの場合は、法定調書が提出される取引は少なく、提出されたとしても、記載されているのは取引に係る収入であり、所得そのものが記載されているケースは少ない。また、所得を算出するためには収入から経費を引く必要があるが、ある支出について事業の必要経費となるか否かは、事業者の判断に委ねられている<sup>1</sup>部分が多く、税務当局が直ちに把

1) 例えば、同窓会の費用を、営業の一環として必要経費とするか、家計の費用とするといったケースが、よく例として挙げられている。

握できるわけではない。

ただ、課税逃れ等を防止するためには、これらの情報が把握できることには意義があり、納税者番号を導入するとともに法定調書の提出の範囲を拡大していく必要がある。ちなみに、既に住民登録番号を納税者番号として活用している韓国では、05 年 1 月に事業者の所得捕捉のため、現金領収書制度を導入した。同制度では、消費者が現金で商店から商品を購入する際にあらかじめ国税庁に登録していた住民登録番号や携帯番号等を提示し、商店が取引内容を現金領収書事業者に通知し、同事業者の承認を受けて現金領収証を発行する。現金領収書事業者は取引内容を国税庁に通知する。現金領収証を所得控除等のインセンティブと結びつけることで、普及を促進している。わが国も、いわゆるクロヨン問題に本気で取り組むのであれば、韓国に倣い、何らかの工夫をする必要がある。

①に関しては、消費税率引き上げ時の逆進性緩和措置として、給付付き税額控除<sup>2)</sup>を導入にするにあたって、各納税者の所得を把握するためのツールとしての役割を果たすことも期待されている。ただし、上述したとおり、番号制度を導入しても所得を完全に捕捉できるわけではない点に留意する必要がある。

②は国民 I D コードとしての機能が中心になる。「国民 I D」は、府省・地方自治体間のデータ連携を可能とする電子行政の共通基盤として、導入が検討されている。すなわち、幅広い行政分野で連携が行われる場合、その連携のキーとなるものである。したがって、特定の個人について当

該番号が流出した場合は、その個人に関して行政機関が保有する多様な情報へのアクセスが容易になり、その影響は大きい。そのため、国民 I D については「見えない」番号を前提としている。

## 2. 番号制度の検討の経緯

### 1) 自民党政権での検討

番号制度は、自民党政権下においては、「納税者番号制度」として検討されてきた。そもそも番号制度の議論は、政府税制調査会の「昭和 54 年度の税制改正に関する答申」において、「利子・配当所得の適正な把握のためいわゆる納税者番号制度の導入を検討すべきである」とされたことに始まった。1980 年の改正税法には、少額貯蓄非課税制度（マル優）の悪用防止を目的としたグリーンカード制度の導入が盛り込まれた。しかし、マル優逃れの資金が金や海外企業発行の債券などに流出したことや政界、金融界の反対、国民の不安、プライバシーへの懸念などの理由で、85 年 3 月にグリーンカード制度はその導入前に廃止された。

その後も政府税制調査会では、納税者番号制度の検討が継続された。自民党と公明党の連立政権下で直近の 2009 年度与党税制改正大綱（2008 年 12 月）には、納税者番号を含む番号制度の導入を検討することが盛り込まれた。具体的には、「納税者番号制度は、的確な所得把握を通じて適正・公平な課税の実現に資するものであるが、今後、税制を国民の利便性に配慮して柔軟に設計していく上でも必要不可欠であり、行政効率化に資する意義も大きい。したがって、納税者番号制度

2) 消費税率の逆進性の緩和措置として代表的な手法に生活必需品に対する税率を軽減する方法があるが、これは納税者・税務当局共に事務負担が重い。そこで、低所得者層について生活に最低限必要な支出の消費税相当額の所得税額からの税額控除を認め、控除額が所得税額を上回った場合は、給付を行うというものである。

については、今後の税制や社会保障の在り方の議論と併せて、現行の住民票コードの活用や、いわゆる社会保障番号との関係の整理等を含め、具体的かつ深度ある議論を関係団体・関係省庁が連携して実施し、国民の理解を得て、早期かつ円滑な導入を目指すべきである。このため、今後、与党内に納税者番号制度に関する検討会を立ち上げ、制度の導入に向けて精力的に議論を行うこととする。」（下線、筆者）とされていた。

なお、社会保障番号とは、社会保障全体の給付と負担の情報を個人単位で集約するため、個人ごとに付すことが想定されていた番号<sup>3</sup>であり、自民党と公明党による連立政権の下で検討されていたものである。

この2009年度与党税制改正大綱を受けて09年3月末に成立した「所得税法等の一部を改正す

る法律」の附則には、その第104条第3項六号において、「納税者番号制度の導入の準備を含め、納税者の利便の向上及び課税の適正化を図ること。」との文言が盛り込まれたのである。

自民党は、09年8月の衆議院議員総選挙のマニフェストにおいて、11年度中に社会保障番号・カードを導入することを挙げていたが、同総選挙後の民主党政権下では、社会保障番号・カードに関する2011年予算計上は見送られた。

## 2) 民主党政権での検討

一方、09年8月の衆議院議員総選挙で与党となった民主党は、選挙に先立って公表したマニフェストにおいて、「社会保険庁は国税庁と統合して『歳入庁』とし、税と保険料を一体的に徴収する。所得の把握を確実にを行うために、税と社

図表1 番号制度検討の経緯

|        |                                                                                                                                          |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1980年  | 「グリーンカード」（少額貯蓄等利用者カード）の導入を決定（大平内閣）                                                                                                       |
| 1985年  | 「海外への資金流出」「国民の不安」等の理由で「グリーンカード」は実施前廃止<br>その後も政府税制調査会では納税者番号制度の検討が継続された。                                                                  |
| 2009年  | 衆議院議員総選挙マニフェスト<br>・民主党「税と社会保障制度共通の番号制度を導入」<br>・自民党「2011年度中に社会保障番号・カードの導入」<br>⇒ 民主党政権下で2011年予算計上見送り<br>・社民党「総合課税化、的確な所得把握のための『公平番号制度』の導入」 |
| 9月16日  | 民主党内閣成立                                                                                                                                  |
| 12月22日 | 「平成22年度税制改正大綱」（閣議決定）<br>・社会保障・税共通の番号制度導入<br>・歳入庁の設置                                                                                      |
| 2010年  |                                                                                                                                          |
| 2月5日   | 「社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会」（以下「検討会」という）の設置                                                                                                   |
| 10月28日 | 「政府・与党社会保障改革検討本部」（以下「政府・与党本部」という）の設置                                                                                                     |
| 11月9日  | 「社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会」（以下「実務検討会」という）の設置                                                                                               |
| 12月3日  | 実務検討会、「中間整理」をとりまとめて公表                                                                                                                    |
| 12月10日 | 政府・与党本部、「社会保障改革の推進について」を公表                                                                                                               |
| 12月14日 | 「社会保障改革の推進について」（閣議決定）                                                                                                                    |
| 12月16日 | 「平成23年度税制改正大綱」（閣議決定）                                                                                                                     |
| 2011年  |                                                                                                                                          |
| 1月28日  | 実務検討会、「社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針（案）」をとりまとめ                                                                                                 |
| 1月31日  | 政府・与党本部、「社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針」を決定、公表                                                                                                  |
| 2月4日   | 第1回 情報連携基盤技術WG開催                                                                                                                         |
| 2月7日   | 第1回 個人情報保護WG開催                                                                                                                           |
| 2月16日  | 第1回 情報連携基盤技術ユーザーサブWG開催                                                                                                                   |
| 4月28日  | 実務検討会、「社会保障・税番号要綱」を公表                                                                                                                    |

（出所）大和総研資本市場調査部制度調査課作成

3) 「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」政府税制調査会、2007年11月

会保障制度共通の番号制度を導入する。」として、番号制度について記載していた。

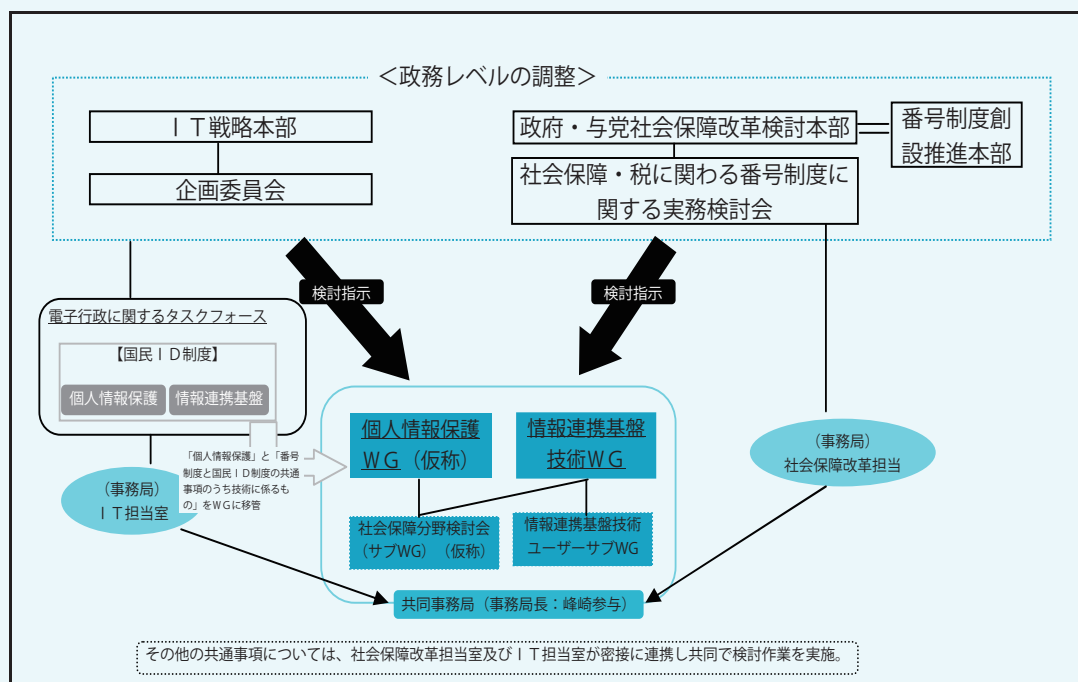
09年の12月に公表された2010年度税制改正大綱においては、「社会保障・税共通の番号制度の導入を進める」と具体的に明記された。翌10年2月に内閣官房の国家戦略室に「社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会」（以下、検討会）が設けられ、番号制度の議論が進められ、10年6月には「社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会中間取りまとめ」を公表し、パブリックコメントを募集した。

その後、10年10月より、内閣総理大臣の下に「政府・与党社会保障改革検討本部」が設けられ、さらにその下に、「社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会」（以下、実務検討会）が設けられ、現在まで番号制度に関する議論が進められている。

さらに、政府・与党社会保障改革検討本部と、「国民ID」制度を検討してきた高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）の下に、専門家によるワーキンググループ（以下、WG）として、個人情報保護WGと情報連携基盤技術WGが設けられた。

個人情報保護WGは、「社会保障・税番号」制度と「国民ID」制度における個人情報保護の仕組みに関する事項（技術に係る事項を除く）を検討するWGであり、学識者を中心に構成されている。一方、情報連携基盤技術WGは、技術に係る事項を検討するWGで、学識者のみならず情報ベンダーの実務家によって構成されている。さらに、情報連携基盤技術WGの下には、証券、銀行、年金機構、税理士会、地方公共団体などのユーザーの代表からなるユーザーサブWGが設けられているほか、個人情報保護・情報連携基盤両WG

図表2 番号制度および国民IDの検討体制



（出所）内閣官房社会保障改革担当室資料を一部加筆

の下に両WGの議論を踏まえ、社会保障分野への適用について検討を行うために、学識者や医師会、健康保険組合連合会、薬剤師会などの代表者からなる社会保障分野サブWGが設けられている。

個人情報保護WGでは、後述のとおり、WGとしての報告書を取りまとめており、情報連携基盤技術WGも、6月末に報告書をまとめる予定である。

また、番号制度に関する国民の理解を推進するため、番号制度創設推進本部が設けられ、各地でシンポジウム等を開催している。

### 3) 国民IDに関する検討

自民党および公明党連立政権下の2000年11月27日に閣議決定されたIT基本戦略に基づき、IT戦略本部が01年1月22日にe-Japan構想を提案した。その中の重点項目の一つとして、電子行政の推進が挙げられ、以来、同本部において電子行政の検討が行われてきた。

民主党政権に変わって10年5月に決定された新たな情報通信技術戦略では、情報通信技術革命の本質は「情報主権の革命」であるとし、IT戦略を過去の延長線上にあるものではなく、新たな「国民主権」の社会を確立するための、非連続な飛躍を支える重点戦略（3本柱）に絞り込んだ戦略であるとしている。3本柱として、国民本位の電子行政の実現、地域の絆の再生、新市場の創出と国際展開を挙げている。このうち国民本位の電子行政の実現のための重点施策の一つとして国民ID制度が挙げられている。社会保障・税の共通番号の検討と整合性を取りつつ、個人情報保護を確保し府省・地方自治体間のデータ連携を可能とする電子行政の共通基盤として、国民ID制度を13年までに導入することとしている。併せて、

下記を行うこととしている。

- ・ 行政機関による運用やアクセスの状況を確認する第三者機関の創設
- ・ 公的ICカードの整理・合理化
- ・ 民間IDとの連携可能性の検討
- ・ 各種行政手続きの申請等に際して、既に行政機関が保有している情報については、原則として記載・添付が不要となるよう、行政機関における適切な情報の活用を推進する。
- ・ 行政機関が保有する自己の情報について、国民が内容を確認できる仕組みを整備する。

この国民ID制度の導入は、新成長戦略にも、盛り込まれている。

2010年6月には電子行政に関するタスクフォースをIT戦略本部の企画委員会の下に設けて、電子行政に関する調査を継続している。

### 4) 社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会・中間取りまとめ

10年6月に、政府の「検討会」が公表した「中間取りまとめ」では、番号制度の利用範囲に関して、①税務のみ、②税務と社会保障（現金給付のみ）、③税務と社会保障（現金給付と社会保障サービス）、④行政全般の4パターンを提示していた。

①はドイツ型、②と③はアメリカ型、④はスウェーデン型とされている。

番号制度の制度設計に関しては、番号に何を使うか、情報管理をどうするかという点につき、論点を提示していた。

また、番号制度に関連して、国民の懸念する事項として次の3点を挙げていた。

- ・国家管理への懸念（国家による国民の監視・監督に使われるのではないかなど）
- ・不正行為のリスク（偽造やなりすましなどによって、不正にのぞき見されるのではないかなど）
- ・目的外利用のリスク（勝手に個人情報を目的外に利用することが生じるのではないかなど）

## ② 情報連携

複数の機関において、それぞれの機関ごとに番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、紐付けられた情報を相互に活用する仕組み

## ③ 本人確認

個人や法人が番号を利用する際、利用者が番号の持ち主本人であることを証明するための本人確認（公的認証）の仕組み

### 3. 番号制度の内容

#### 1) 社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針

11年1月31日、政府・与党社会保障改革検討本部は、「社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針―主権者たる国民の視点に立った番号制度の構築―」（以下、基本方針）を公表した。

10年12月に「実務検討会」より、「社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会中間整理」が公表された。基本方針は、この中間整理を基に策定されたものである。

基本方針では、番号制度を、複数の機関に存在する個人や法人の情報が同一人の情報であるということの確認を行うための基盤および国や地方公共団体等が国民一人ひとりの情報をよりの確に把握する一方で、国民が国や地方公共団体等のサービスを利用するための必要不可欠な手段として位置付け、以下の3つの仕組みが必要としている。

#### ① 付番

新たに国民一人ひとりに唯一無二の民一民一官で利用可能な見える番号（以下、番号）を最新の住所情報と関連づけて付番する仕組み

基本方針では、個人に対して付番する「番号」については住民基本台帳ネットワーク（以下、「住基ネット」）を活用した新たな番号を用いることとし、番号の利用分野として、年金、医療、福祉、介護、労働保険の各社会保障分野、国税および地方税の各税務分野を挙げている（後掲図表4参照）。

さらに、番号制度の導入により、行政機関へ申請・申告等する場合に必要な添付書類を省略することができ、負担が軽減できる（他の行政機関に出向く必要がなくなる）としている。

#### 2) 社会保障・税番号要綱

11年4月28日に実務検討会は、「社会保障・税番号要綱」（以下、要綱）を公表した。

これは、前述の基本方針を踏まえ進めてきた検討に基づき、法令等で措置する内容などについての方向性を示したものである。

#### （1）国民の懸念への対応

要綱では、国民の懸念について、制度上の保護措置とシステム上の安全措置によって対応することとしている。それぞれの内容は図表3のとおりである。

制度上の保護措置のうち、自己情報へのアクセス記録の確認は、後述（９）のマイ・ポータルの活用を想定している。システム上の安全措置のうちアクセス制御としては、アクセス権限者を制限する等その他の安全管理措置を念頭に置いている。

さらに、住基ネットを合憲と判断した最高裁の判決（０８年３月）を踏まえ、番号制度が備えるべき要件として以下を挙げている。

- ①何人も個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有すること
- ②個人情報を一元的に管理することができる機関または主体が存在しないこと
- ③管理・利用等が法令等の根拠に基づき、正当な行政目的の範囲内で行われるものであること
- ④システム上、情報が容易に漏えいする具体的な危険がないこと
- ⑤目的外利用又は秘密の漏えい等は、懲戒処分または刑罰をもって禁止されていること
- ⑥第三者機関等の設置により、個人情報の適

切な取扱いを担保するための制度的な措置を講じていること

ちなみに、同最高裁判決では、住基ネットによって管理、利用される本人確認情報は、氏名、生年月日、性別および住所に住民票コードとその変更情報を加えたものにすぎず、個人の内面に關わるような秘匿性の高いものではないこと、データマッチングされ、本人の予期しないときに予期しない範囲で行政機関に保有され、利用される具体的な危険については、刑罰をもって禁止されていることも、憲法 13 条により保障される、個人に関する情報をみだりに第三者に開示・公表されない自由を侵害するものではないことの理由として挙げている。

しかし、今回検討されている番号制度は、住基ネットのような閉じたネットワークにとどまるものではなく、情報連携により利用範囲や関係者は広範になる。取り扱う情報はより秘匿性の高い社会保障・税に關わる情報を中心としている。住民票コードのように住基カードの中に組み込まれているのではなく、ＩＣカード等の券面に記載され

図表３ 番号制度への懸念に対する対応措置

| 懸念の類型             | 制度上の保護措置                                  | システム上の安全措置                                       |
|-------------------|-------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| ①国家管理への懸念         | ・ 第三者機関の監視<br>・ 自己情報へのアクセス記録の確認           | ・ 個人情報の分散管理<br>・ 「見える番号」を用いない情報連携                |
| ②個人情報の追跡・突合に対する懸念 | ・ 法令上の規制等措置（全国一律）<br>・ 第三者機関の監視<br>・ 罰則強化 | ・ 「見える番号」を用いない情報連携<br>・ アクセス制御<br>・ 個人情報及び通信の暗号化 |
| ③財産的被害への懸念        | ・ 法令上の規制等措置<br>・ 罰則強化                     | ・ アクセス制御<br>・ 公的個人認証等                            |

（出所）社会保障・税番号要綱を一部加筆

る「見える番号」が用いられ、本人が予期しない名寄せに用いられる可能性が高まること、見えない番号である国民IDコードは、情報連携を通じて横断的に個人の情報を検索するためのキーとなる番号であり、秘匿性が高くないとはいえないことなどを考慮すれば、上記の要件を満たさなくなるリスクが高まる。そのため、要綱では、下記のような措置を講じることとしている。

①については、閲覧、複製および保管等の制限や罰則の制定、②は情報の分散管理と情報連携基盤による技術的な工夫、③は後述する「番号法」や関連する政省令に書き込んで特定する、④は情報連携の際の暗号化処理等、システム上のセキュリティ対策を十分に講じる、⑤は罰則の強化、⑥は独立した第三者機関の設置で対応することとしている。

## （２）番号法の制定

要綱では、番号制度に係る共通的な事項について規定した「社会保障・税番号法（仮称）」を制定し、番号制度の基本理念、国・地方公共団体・事業者・国民の責務、「番号」に係る個人情報の保護、などの事項を規定することとしている。この法律は、個人情報保護法の特別法として位置付けられている。

「番号」に係る個人情報とは下記のものを指している。

### ①番号

②情報連携基盤を通じた情報連携の対象となるものとして法定された社会保障および税分野の個人情報

③法令に基づき「番号」を取り扱い得る事務において「番号」とひも付いて扱われる社会保

障および税分野の個人情報

現行の個人情報保護法制は、民間は個人情報保護法、国の行政機関は行政機関個人情報保護法、地方公共団体は個人情報保護条例（条例の内容も地方公共団体ごとに異なる）で対応しているが、「番号法」は行政機関や地方公共団体、民間をまたがった統一的な法律を想定しているものと思われる。

## （３）防災福祉の観点からの利用

要綱には、基本方針公表後に東日本大震災が発生したことを受け、「今後起こり得る大災害にあらかじめ備え、実際の災害発生時に即応でき、復興再建の局面でも効力を発揮するよう、防災福祉の観点からも、番号制度の在り方を考える必要がある」と新たに明記された。番号制度を災害、復興時に利活用できるものにすることが検討されることになった。具体的な利用事務については、大綱において示すとしている。

## （４）個人に付番する番号

番号制度で番号として利用されるのは、住基ネットで用いられている住民票コードと一対一で対応する新たな番号としている。番号を通知された者は、番号の変更を請求することが可能であり、変更により、新しい番号を付番された場合、従前の番号は失効するとしている。

番号の変更に関しては、第三者に番号を不正に取得・利用される可能性などを踏まえると、被害を最小限に食い止めるためには認められる必要がある。もっとも、その要件等は今後の検討課題となっている。

## 利用範囲

基本方針においては、図表4のユースケースが例示されていた。

しかし、要綱では、「番号」を利用することができる手続きについて、以下の例が示されるにとどまっている。社会保障サブWGでの検討、全国知事会等から寄せられた意見の実現に向けた検討、大災害時における支援への有効活用策の検討など具体的な検討をさらに進め、大綱策定時までに利用範囲の拡充を図るとしている。

1. 国民年金、厚生年金保険、共済年金等の被保険者に係る届出、給付の受給及び保険料の支払に関する手続（※）
2. 国民健康保険、健康保険等の被保険者に係る届出、保険料の支払に関する手続（※）
3. 介護保険の被保険者に係る届出、保険料の支払に関する手続（※）
4. 雇用保険の被保険者に係る届出、失業等給付の受給に関する手続（※）
5. 国税に関する法令の規定により税務署長

図表4 基本方針に示されたユースケース

|                     |                   |                                                                                                                            |
|---------------------|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社会保障分野              | 高額医療・高額介護合算制度の改善  | 高額医療・高額介護合算制度で自己負担の上限に達した場合、保険者と医療・介護サービス提供者間の情報連携により、受給者がいったん立て替えて支払うことなく、以後の医療・介護を受けることができる。                             |
|                     | 保険証機能の一元化         | 券面に番号を記載したICカードの提示により、年金手帳、医療保険証、介護保険証を提示したものとみなす。                                                                         |
|                     | 自己診療情報の活用         | 医療、介護サービスの現場において、本人が自分の診療情報等を容易に入手・活用できるようになり、地域医療連携、医療・介護連携の基盤整備が進展する。                                                    |
|                     | 給付可能サービスの行政側からの通知 | マイ・ポータルへの導入により、障害のある方に対して、本人の同意に基づき利用可能な様々な施策の情報が提供される。                                                                    |
| 年金分野<br>(注)         | 年金制度的確な運用         | 二重に基礎年金番号が付番されたり、二重に年金手帳が交付されることが防止される。                                                                                    |
|                     | 確定申告手続きの簡素化       | 年金機構から税務当局に番号付の年金支払調書が提出されることにより、確定申告の際に、公的年金等の源泉徴収票の添付が不要となる。                                                             |
| 医療分野                | 確定申告手続きの簡素化       | 保険医療機関・保健薬局等での医療費の自己負担額について、税務当局と情報を共有することにより、確定申告の医療費控除に必要な領収書等の添付が不要となる。                                                 |
| 税務分野                | 所得の過少申告等の防止       | 税務当局が保有する各種所得情報について番号を用いて名寄せすることにより、所得の過少申告等のチェックが効率的にでき、税の不正還付を防止できる。（例えば、母親の扶養控除について、別の地域に居住している息子と娘が二重に控除を申請することを防止する。） |
|                     | 確定申告の際の自己情報の確認    | e-Taxで確定申告を行う際に、社会保険料控除の対象となる保険料や、医療費控除額の算出に必要な情報をマイ・ポータルで確認することができる。                                                      |
| 申請・届出等の国民負担が軽減されるもの |                   | 各種申請・申告等に必要な行政機関が発行する添付書類（納税証明書等）の省略ができる。                                                                                  |

(注) 税務の所得情報を活用した所得比例年金制度創設の基盤としても期待されている

(出所) 社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針に基づき大和総研資本市場調査部制度調査課作成

に提出する書類（※）への記載及びこれに係る利用

6. 地方税に関する法令又はこれらに基づく条例の規定により地方公共団体に提出する書類（※）への記載及びこれに係る利用

7. 社会保障及び地方税の分野における手続のうち条例に定めるもの

（※）その他番号法の授権に基づく政省令で定めるもの

### 本人確認等

要綱では、番号の告知を求めることのできる行政機関、地方公共団体、関係機関（日本年金機構や医療保険者等をいう。以下同じ）の職員等（派遣労働者を含む）および法令に基づき番号を取り扱い得る事業者（現時点では、金融機関、健康保険組合および源泉徴収義務者・特別徴収義務者等たる事業者等が考えられるとされている）、その従業者等（派遣労働者を含む）は、告知を受ける際、本人確認を行うとともに、番号の真正性を確保する措置を講じるよう努めなければならないとしている。すなわち、努力義務として定めている。

番号を取り扱う個別具体的手続きにおける本人確認および番号の真正性確保等の在り方については、後述（８）のＩＣカードを活用することを基本とするものの、番号法には規定せず、個別法等で個別に規定するとしている。これは、手続きごとに要求される本人確認等の厳密さのレベルが異なることからである。

そのほか、本人確認等に関して、以下の規制を掲げている。

- ・ 正当な利用目的の場合の番号告知義務、虚偽告知の禁止
- ・ 不当な目的での番号の告知要求の制限
- ・ 閲覧、複製、保管等の制限
- ・ 安全管理措置義務
- ・ 番号に係る個人情報のコンピューター処理等に関する秘密についての守秘義務

上記の閲覧、複製、保管等の制限について、行政機関、地方公共団体、関係機関の職員等は、職務以外の目的で、番号に係る個人情報を閲覧し複製し、記録されたデータベース等を作成してはならないとされている。

一方、民間事業者については、法令に基づき番号を取り扱い得る事業者と業務により番号を知り得た事業者それぞれについて、図表５のとりの記載がなされている。ただし、「正当な理由」「不当な目的」の具体的な内容については、明示されていない。

### 安全管理措置義務

行政機関および関係機関については、行政機関個人情報保護法などにより、「保有個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない」とされている（安全確保措置）。

一方、地方公共団体については、個人情報保護法において、区域内の事業者等への支援や苦情の処理のあっせん等の努力義務が課せられている。

要綱では、地方公共団体、法令に基づき「番号」を取り扱い得る事業者は、当該情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他の個人データの安全管理のために、相当な措置を講じなければならないとしている。

図表 5 民間事業者の禁止事項

| 法令に基づき番号を取り扱い得る事業者、その従業者等（例えば、金融機関、健康保険組合及び源泉徴収義務者・特別徴収義務者等）                                                                                                     | レンタルビデオ店など、番号が券面に記載されているＩＣカードを本人確認書類として用いた事業者、その従業者等                                                                                                                                           |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○「正当な理由」なく、番号に係る個人情報が記録されたデータベース等を作成してはならない。</li> <li>○業務に関して知り得た番号に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または「不当な目的」に利用してはならない。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○番号を文書、図画または電磁的記録に記録して保管してはならない。</li> <li>○業として、番号の記録されたデータベース等を作成してはならない。</li> <li>○業務に関して知り得た番号に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または「不当な目的」に利用してはならない。</li> </ul> |

（出所）社会保障・税番号要綱に基づき大和総研資本市場調査部制度調査課作成

## コンピューター処理等に関する秘密についての守秘義務

要綱では、行政機関、地方公共団体、関係機関の職員等、受託業務（再委託、再々委託等の場合を含む。以下同じ）の従事者等（従事者等には派遣労働者を含む。以下同じ）は、職務に関して知り得た番号に係る個人情報のコンピューター処理等に関する秘密を漏らしてはならないとしている。

## 委託、再委託等に関する規則

要綱には、下記を設けることとしている。

- ・地方公共団体および法令に基づき番号を扱い得る事業者による委託についても行政機関個人情報保護法や個人情報保護法と同様の規制を課す。
- ・個人情報保護法に規定のない個人情報の取り扱いの再委託、再々委託について、委託元の許可または明示の承諾が必要なこと、再委託、再々委託等を受けた者は、「番号」に係る個人情報の安全管理に必要な措置を講じる必要

があること。

- ・受託業務の従業者等は委託元の職員等または従業者等と同様の義務を負うこととする。

これらはデータのアウトソーシングやクラウド・コンピューティングでの個人情報の保護の在り方に影響を与えることになる。

## 死者の識別情報

現行の個人情報保護法では、死者に関する情報は保護の対象外とされているが、要綱では、死者の番号に係る識別情報を、行政機関、地方公共団体、関係機関、番号を取り扱う事業者<sup>4</sup>が、保存年限の規定等により保存している場合には、個人情報と同等の安全管理措置を講じるものとしている。

## 番号に係る個人情報へのアクセス

要綱では、行政機関、関係機関が保有する番号に係る個人情報については、マイ・ポータル（後述（９）参照）上で開示されるとしている。ただし、不開示情報に該当しないことが事前に確定で

4）法令に基づき「番号」を取り扱い得る事業者および業務により「番号」を知り得た事業者をいう。（以下同じ）

き、かつ、マイ・ポータル上で当該個人に開示を行っても事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがない情報に限られるとされている。

地方公共団体が保有する番号に係る個人情報についても、当該地方公共団体の判断によりマイ・ポータル上で開示できるとしている。

さらに、マイ・ポータル上で開示されない個人情報についても、開示請求手続、訂正請求手続および利用停止請求手続をマイ・ポータル経由で行うことができるとしている。地方公共団体が保有する番号に係る個人情報についても、当該地方公共団体の判断により開示請求手続、訂正請求手続および利用停止請求手続をマイ・ポータル経由で行うことができるとしている。

## アクセス記録

要綱では、情報保有機関による「番号」に係る個人情報のやりとりについて個人自ら後述（９）のマイ・ポータルなどで確認できる仕組みを設けることを求めている。

## 情報保護評価

番号に係る個人情報の漏えい等が生じた場合、原状回復は、まず不可能である。これを踏まえて、海外ではプライバシー・バイ・デザインやP I A（プライバシー・インパクト・アセスメント）といった考え方が普及しつつある。前者は、「ITシステムや業務慣行において、最初からプライバシーの対策を講じておくようにする」という概念である。後者は、情報システムの導入等に当たりプライバシーへ及ぼす影響を事前に評価し、その保護のための措置を促す仕組みのことをいう<sup>5</sup>。

要綱では、このような考え方を踏まえ、番号に

係る個人情報保護に関する事前評価を実施し、情報システムの構築や改修が番号に係る個人情報に及ぼす影響を評価し、その保護のための措置を講じるよう求めている。

行政機関や関係機関に対してはこの情報保護評価を実施し、結果を第三者機関に報告するよう求めている。さらに第三者機関は行政機関、地方公共団体、関係機関、法令上番号を取り扱い得る事業者が情報保護評価を行う上でのガイドラインを作成し、助言・指導等を行うこととしている。

## （５）法人等に付番する番号

要綱では、次の法人等に対し、国税庁長官が「法人番号」を付番し、通知するとしている。ただし、法人が「法人番号」をどのような場面で利用できるのかについては、特段の記載はない。

- （１）国の機関および地方公共団体
- （２）登記所の登記簿に記録された法人等
- （３）法令等の規定に基づき設置されている登記のない法人
- （４）国税・地方税の納税義務、源泉徴収義務、特別徴収義務、法定調書の提出義務を有するまたは法定調書の提出対象となる取引を行う人格のない社団等および登記のない外国法人
- （５）法人課税信託の受託者で法人税法上信託財産ごとに別の者とみなされるもの

## （６）第三者機関の設置

要綱では、個人情報の適切な取り扱いを担保するための制度的措置として、国の行政機関等を監督する独立性の担保された第三者機関を設置する

としている。公正取引委員会など同様の独立性をもった3条委員会（国家行政組織法第3条に基づいて設置される行政委員会）とする方向である。

第三者機関は内閣総理大臣の下に置かれ、行政機関、地方公共団体、関係機関および「番号」を取り扱う事業者（以下、監督対象機関等）による「番号」に係る個人情報の取り扱いの監督等を行うとしている。

第三者機関は、監督対象機関等に対する「番号」の取り扱いについて資料の提出・説明等の要求、立ち入り検査、助言・指導、勧告、命令等を行うことができる」とされている。

## （7）情報連携

要綱では、情報連携できる事務の種類、提供する情報の種類、提供先等を番号法または政省令で規定することとしている。情報連携には「見える番号」は用いないこと、情報連携に関連する業務に携わることができる職員を限定すること、やり取りした個人情報のアクセス記録を一定期間保存すること、なども求めている。

具体的な連携の仕組みは図表6のとおりである。

「番号」は、住民票コードから乱数で生成し、付番機関において、住民票コードと「番号」をひも付けした対照テーブルで管理する。可逆暗号関数による変換だと、番号から住民票コードにさかのぼられてしまうリスクがある。「見える番号」なので、さかのぼられるリスクが高いため、可逆暗号関数による変換ではなく、対照テーブルで管理する。

IDコードは、住民票コードから可逆暗号関数により生成し、情報連携基盤で管理する方法など

をベースに検討されているもようである。

リンクコードはIDコードから可逆暗号関数で生成し、情報保有機関で管理する。

情報保有機関は、「番号」とリンクコードと、対照テーブルでひも付けして管理する。

情報保有機関に民間事業者は含まれない。

「番号」と「IDコード」は一人につき一つだが、一つの「番号」「IDコード」に対応するリンクコードは、情報保有機関（対象となる行政分野）ごとに存在する。

情報連携は、情報連携基盤において「リンクコード」を可逆暗号関数により「IDコード」に戻して行う。

## （8）ICカード

要綱では、個人が（9）のマイ・ポータルにログインしたり、「番号」を取り扱い得る事業者等が本人確認をした上で「番号」を確認できるようにしたりするため、番号制度に対応するICカードを交付することを検討している。

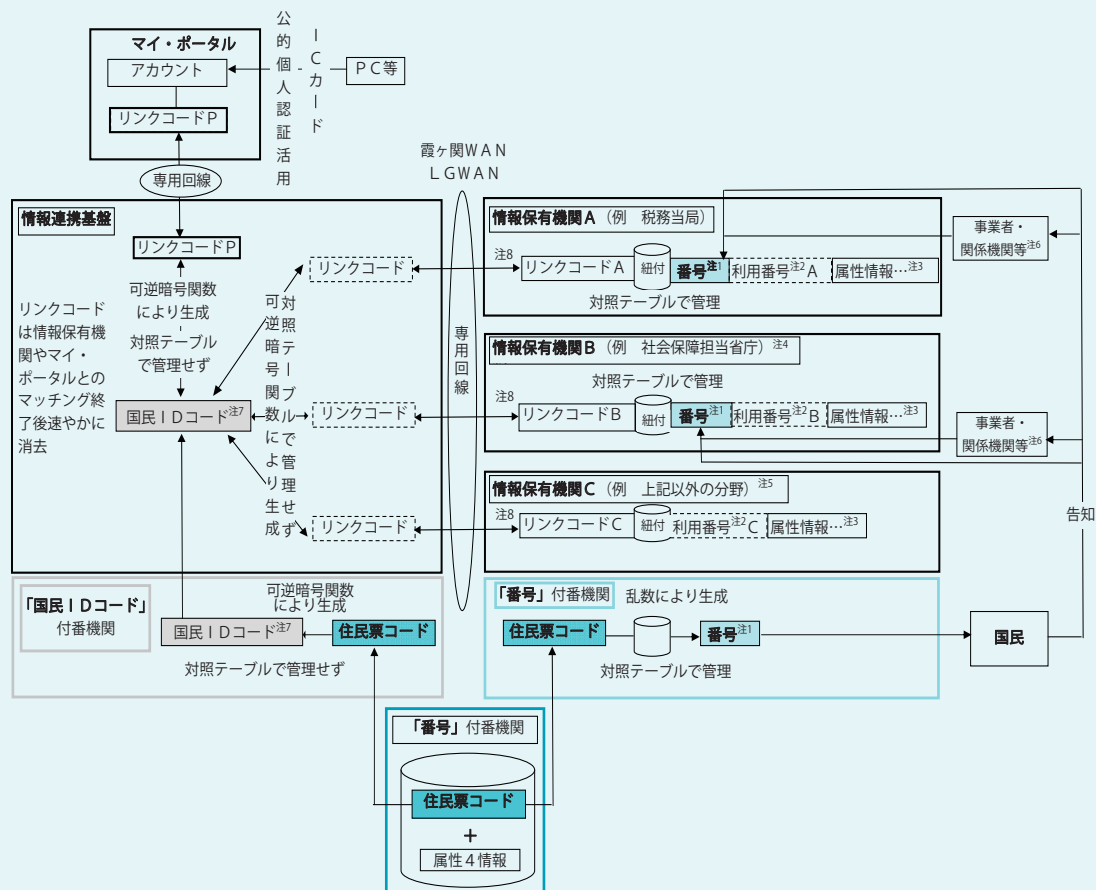
ICカードの券面には、「番号」「氏名」「住所」「生年月日」「性別」が記載され、公的個人認証サービスが搭載されることになっている。「番号」はICカード内にも格納する。

ICカードの券面に「番号」を記載することとしているのはICカードを提示して対面で本人確認をする際に、番号の真正性を確認できるようにするためである。現在のところ、番号は裏面に記入することなどが検討されているもようである。

また、ICカードを提示して対面本人確認できるようにするために、顔写真を添付する方向で検討されている。

公的個人認証に関しては、署名用だけでなく、認証用も設けるほか、電子証明書の有効期限を3

図表6 番号制度と国民IDによる情報連携のイメージ図



(注1) 「見える」「社会保障・税番号」

(注2) 各情報保有機関で独自に利用している番号

(注3) 各情報保有機関が利用番号の属性情報として管理している4情報とリンクコード・国民IDコードの基礎となっている住民票コードに係る住基ネットの4情報を突合し、必要があれば利用者番号の属性情報として管理している4情報を修正する

(注4) 年金、医療、福祉、介護、労働保険の各分野ごと、さらには各分野内でサブシステムを設け、当該サブシステムを経由して情報連携基盤にアクセスする可能性あり

(注5) 税・社会保障以外の分野に利用範囲を拡大する際には、「番号」は用いない可能性がある

(注6) 法令に基づき番号を取り扱える事業者、関係機関を想定している

(注7) 「見えない」「国民IDコード」

(注8) 情報のやりとりは、情報連携基盤のデータ転送機能を介して、情報連携基盤を経由して送受信を行う「ゲートウェイサーバー方式」と情報連携基盤を経由せず情報保有機関間で直接情報を授受する「アクセストークン方式」とが検討されている

(出所) 情報連携基盤技術ワーキンググループ資料に基づき、大和総研資本市場調査部制度調査課作成

年から5年に延長する、署名の検証者を民間事業者に拡大するといった措置を講じることとしている。

公的認証機能を拡充することで、マイ・ポータルでの本人確認、非対面での本人確認や番号確認に用いることも想定している。

## (9) マイ・ポータル

マイ・ポータルとは、情報保有機関が保有する自己の「番号」に係る個人情報等を確認できるように、かかる情報を、個人一人ひとりに合わせてインターネット上に表示するものとされている。

個人はマイ・ポータルを通じて、①自己の「番

号」に係る個人情報についてのアクセス記録の確認、②情報保有機関が保有する自己の「番号」に係る個人情報の確認、③電子申請、④行政機関等からのお知らせの確認を行うことができるとしている。

ただし、アクセス記録の確認については、マイ・ポータルへの接続が困難な者（例えば自宅にパソコンを保有していない者）等も確認できるような仕組みを設けることとしている。例えば、行政キオスク端末（住民が、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸

籍謄抄本などの交付、各種申請手続き等の行政サービス等を利用するために、行政機関やコンビニエンスストアなどの民間事業者店舗等に設置される情報端末設備のこと）を用いて確認できるようにすることが検討されている。

## (10) 罰則

要綱では、行政機関の職員等が、個人情報を不正利用したり不正収集したりするなどの行為について、現行の行政機関個人情報保護法に規定され

図表 7 罰則

|                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 行政機関、地方公共団体または関係機関の職員等を主体とするもの | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 行政機関、地方公共団体、関係機関の職員等、受託業務の従事者等（以下、行政機関の職員等）が、正当な理由がないのに、「番号」に係る個人情報が記録されたデータベースを提供した行為</li> <li>(2) 行政機関の職員等が、正当な理由がないのに、その業務に関して知り得た「番号」に係る個人情報を提供し、または盗用した行為</li> <li>(3) 行政機関、地方公共団体、関係機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で、「番号」に係る個人情報が記録された文書、図画または電磁的記録を収集した行為</li> <li>(4) コンピューター処理等に関する秘密についての守秘義務に違反してコンピューター処理等に関する秘密を漏らした者</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 行政機関の職員等以外も主体となり得るもの           | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 「番号」を取り扱う事業者もしくはその従業者等または受託業務の従事者等（以下、「番号」を取り扱う事業者等）が、正当な理由がないのに、「番号」に係る個人情報が記録されたデータベースを提供した行為</li> <li>(2) 「番号」を取り扱う事業者等が、正当な理由がないのに、その業務に関して知り得た「番号」に係る個人情報を提供し、または盗用した行為</li> <li>(3) 詐欺等行為または管理侵害行為（不正アクセス行為等その他の保有者の管理を害する行為をいう。）により、「番号」に係る個人情報を取得した者</li> <li>(4) 「番号」を取り扱う事業者が保有する「番号」に係る個人情報ファイルまたはデータベースに虚偽の記録をした者</li> <li>(5) 第三者機関は、「番号」を取り扱う事業者または関係機関に対し、「番号」に係る個人情報の取扱いに関し、報告させ、職員に事務所等に立入、関係する書類等を検査させ、関係者への質問をさせることができるとされているが、かかる報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、または立入検査を拒むなどし、もしくは質問に対して陳述をせず、もしくは虚偽の陳述をした者</li> <li>(6) 第三者機関は、事業者および関係機関が正当な理由がないのに勧告に係る措置をとらなかったとき等は、その勧告に係る措置等をとるべきことを命じることができるとされているが、この第三者機関の命令に違反した者</li> </ul> |
| 第三者機関の委員長等に対する守秘義務違反           | 第三者機関の委員長、委員または職員等が職務上知り得た秘密を漏らした行為                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

（出所）社会保障・税番号要綱をもとに大和総研資本市場調査部制度調査課作成

る罰則より法定刑を引き上げること検討している。

また、民間事業者やその従業者等による個人情報の不正利用や、不正アクセス等による不正取得に直罰規定（違反者に対して行政庁による是正や中止のための指導、勧告、命令等が行われず、違反行為があった場合に直ちに罰則が適用になる旨の規定）を創設するとしている。

必要に応じて国外犯の処罰規定や法人も罰する両罰規定も設けることとしている。

さらに、第三者機関の委員長等の守秘義務違反につき、必要な規定を整備するとともに、国家公務員法上の守秘義務違反の罪より法定刑を引き上げること検討するとしている。

ただし、罰則の具体的な内容や法定刑、他の罰則の必要性などについては、今後も検討が進められることになっている。

### (11) 導入時期

番号制度の導入時期については、図表8をめどとしている。ただし、制度設計や法案の成立時期により導入時期は変わり得るとしている。

### 3) 要綱公表後の議論

要綱公表後、個人情報保護WGでは、同WGの報告書案が検討された。

報告書案では下記が盛り込まれている。

- ・番号の変更請求の要件について、特段の要件を設けないこととする案、不利益を受けた場合等に限る案が考えられるが、さらに検討することとしている。
- ・未成年者や成年被後見人の法定代理人、任意代理人等による開示請求等を認めることとしている。ただし、本人の生命、健康、生活または財産を害するおそれのある情報は不開示とする。また、本人の利益を害するおそれのある情報が不用意にマイ・ポータル上で自動表示されないような措置等を検討することとしている。例えば、未成年者の親権者であったとしても、虐待やDVなどを繰り返している親権者に不用意に住所等を教えることのないようにしなければならない。マイ・ポータルを自分で操作できない要介護者の場合などを考えれば、法定代理人以外の任意代理人に

図表8 今後のスケジュール

|           |                                    |
|-----------|------------------------------------|
| 2011年6月   | 「社会保障・税番号大綱」の公表                    |
| 2011年秋以降  | 番号法案及び関係法案の国会提出<br>→法案成立後、第三者機関を設置 |
| 2011年12月? | 平成24年度税制改正大綱 ⇒ 税務当局の対応が明らかにされる     |
| 2014年6月   | 個人に番号、法人等に法人番号を交付                  |
| 2015年1月以降 | 社会保障分野、税務分野のうち可能な範囲で番号の利用開始        |

（出所）社会保障・税番号要綱等をもとに大和総研資本市場調査部制度調査課作成

よる開示請求等も認める必要がある。ただし、任意代理人については、代理人へのなりすましを防止するため、厳格な代理人確認手段を取ることにしている。

- 番号法では、「番号」自体も、保護の対象となる「番号」に係る個人情報として取り扱われる。一定の法則等に従い、「番号」から新たな番号を生成し、その新たな番号を提供した場合でも、提供先で元の番号に復元できるのであれば、番号の提供に該当する。その一方で、番号だけを提示されても個人は識別できないことから、番号を他の番号に係る個人情報と合わせずに提供する場合であって、提供先でその本人が識別し得ないときは番号法の罰則の適用対象から除外することとされている。
- また、番号に係る個人情報のうち、基本4情報（氏名、生年月日、性別、住所）といった高度な秘匿性を有しない情報については、「番号」とひも付けない形で取り扱われるのであ

れば、番号法の規制対象ではなく、一般の個人情報保護法の保護対象となることとされている。

- 番号を取り扱い得る事業者またはその従業員等が、「番号」の記録されているデータベース等を作成できる「正当な理由」の例として、従業員（一体的に人事管理を行っている出向者・子会社の従業員、退職者を含む）の源泉徴収関連事務に番号を活用するため、人事管理・福利厚生等を目的に管理・利用されるデータベースに番号を付して番号の記録されたデータベース等を構築することなどは認められることとされている。従業員の人事管理・福利厚生に必要で、本人に同意を得て、上記データベースを第三者に提供した場合は、番号法の罰則の適用対象から除外される。

なお、上記のほかに、プライバシー保護の観点からの個人情報保護法の見直しが示唆されている点は注目される。



図表9 基本方針および要綱のとりまとめ

| 項目             | 要綱                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 基本方針                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 番号制度に必要な3つの仕組み |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | ①付番<br>新たに国民一人ひとりに唯一無二の民－民－官で利用可能な見える番号（以下「番号」という。）を最新の住所情報と関連づけて付番する仕組み<br>②情報連携<br>複数の機関において、それぞれの機関ごとに「番号」やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、紐付けられた情報を相互に活用する仕組み<br>③本人確認<br>個人や法人が「番号」を利用する際、利用者が「番号」の持ち主本人であることを証明するための本人確認（公的認証）の仕組み                                                                      |
| 個人に付番する「番号」    | ○住民票コードと一対一で対応する新たな番号<br>○市町村長が個人に通知                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | ○付番対象となる個人は、住民票コードの付番履歴を有する日本国民および中長期在留者、特別永住者等の外国人住民<br>○当分の間、付番および情報連携基盤を担う機関の所管は総務省                                                                                                                                                                                                                     |
| 個人の番号の利用範囲     | ○国民年金および厚生年金保険、共済年金等の被保険者に係る届出、給付の受給および保険料の支払に関する手続<br>○国民健康保険および健康保険（国家公務員共済組合法および地方公務員等共済組合法に関する短期給付を含む）等の被保険者に係る届出、保険料の支払に関する手続<br>○介護保険の被保険者に係る届出、保険料の支払に関する手続<br>○雇用保険の被保険者に係る届出、失業等給付の受給に関する手続<br>○国税に関する法令の規定により税務署長に提出する書類への記載およびこれに係る利用<br>○地方税に関する法令またはこれらに基づく条例の規定により地方公共団体に提出する書類等への記載およびこれに係る利用<br>○社会保障および地方税の分野の手続のうち条例に定めるもの | ○社会保障分野<br>・高額医療・高額介護合算制度の改善<br>・保険証機能の一元化<br>・自己診療情報の活用<br>・給付可能サービスの行政からの通知<br>○年金分野<br>・年金制度の的確な運用<br>・確定申告手続の簡略化<br>・所得比例年金制度の創設<br>○医療分野<br>・確定申告手続の簡略化<br>○税務分野<br>・所得の過少申告等の防止<br>・確定申告の際の自己情報の確認<br>・事業者負担の軽減<br>○申請・申告等の負担軽減（他の行政機関に出向く必要がなくなるもの）<br>・給付等の申請<br>・自己負担割合・自己上限負担額の決定<br>・国税・地方税の申告等 |
| 法人番号の付番対象      | ○国の機関、地方公共団体<br>○登記所の登記簿に記録された法人等<br>○法令等の規定に基づき設置されている登記のない法人<br>○国税・地方税の納税義務、源泉徴収義務、特別徴収義務<br>または法定調書の提出義務を有する人格のない社団等<br>○国税庁長官は、付番した「法人番号」を当該法人等に通知                                                                                                                                                                                      | ○商業・法人登記の申請に係る会社法人等番号を有する法人<br>○当分の間、付番を担う機関の所管は国税庁                                                                                                                                                                                                                                                        |
| マイ・ポータル        | ○「番号」に係る個人情報の開示、情報連携を通じた個人情報のやりとりに係るアクセス記録の確認の仕組み<br>○個人がマイ・ポータルを通じて以下を行うことができる<br>①自己の「番号」に係る個人情報の開示、アクセス記録の確認<br>②情報保有機関が保有する自己の「番号」に係る個人情報の確認<br>③電子申請<br>④行政機関等からのお知らせの確認<br>○大規模災害時や、重大な機器等の故障等が発生した場合においても業務を継続することができるような措置を講じる                                                                                                       | ○インターネット上にマイ・ポータル（仮称）を設置                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| ＩＣカード          | ○現行の住基カードの機能を改良<br>○マイ・ポータルへのログインのため、公的個人認証サービスに認証用途を付加<br>○公的個人認証を民間事業者等も利用可能に<br>○券面に「番号」を記載                                                                                                                                                                                                                                               | ○券面等に記載された「番号」を、相手方に告知するなどして用いる<br>○1枚のＩＣカードの提示により、年金手帳、医療保険証、介護保険証等を提示したものとみなす                                                                                                                                                                                                                            |

図表9(続き)

| 項目                              | 要綱                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 基本方針                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第三者機関                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>○内閣総理大臣の下に番号制度の個人情報保護等を目的とする委員会を設置</li> <li>○監視対象機関等(行政機関、地方公共団体、関係機関、「番号」を取り扱う事業者)に対する監督等を実施</li> <li>○監視対象機関等に対する「番号」の取扱いについて資料の提出・説明の要求、立ち入り検査、助言・指導、勧告、命令等</li> <li>○情報連携基盤等の監査</li> <li>○「番号」の取扱いに係る苦情相談、調査</li> <li>○行政機関の情報保護評価の実施に関し指導・助言</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>○責任主体、設置形態(単独府省にするか三条委員会にするか等)、人事(人員構成)、調査権限、規模等の論点について、諸外国の事例も踏まえながら、十分に検討</li> </ul>                                                                                                                                                                |
| 目的外利用・提供の制限等                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○行政機関、地方公共団体、関係機関の職員等               <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒職務以外の目的で、番号に係る個人情報を閲覧し複製し、記録されたデータベース等を作成してはならない</li> </ul> </li> <li>○法令に基づき番号を取り扱い得る事業者、その従業者等(例えば、金融機関、健康保険組合および源泉徴収義務者・特別徴収義務者等)               <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒「正当な理由」なく、番号に係る個人情報が記録されたデータベース等を作成してはならない</li> <li>⇒業務に関して知り得た番号に係る個人情報の内容のみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない</li> </ul> </li> <li>○業務により番号を知り得た事業者、その従業者等(例えば、番号が券面に記載されているＩＣカードを本人確認書類として用いた事業者)               <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒番号を文書、図画または電磁的記録に記録して保管してはならない</li> <li>⇒業として、番号の記録されたデータベース等を作成してはならない</li> <li>⇒業務に関して知り得た番号に係る個人情報の内容のみだりに他人に知らせ、または「不当な目的」に利用してはならない</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○「番号」の利用目的および「番号」の利用に伴う個人情報の利用目的を明らかにし、実効性のある目的外利用・提供の制限を明示</li> <li>○併せて、公益に資する個人情報の二次利用の在り方について、個人情報保護法制と整合を図りつつ検討</li> </ul>                                                                                                                       |
| 罰則                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○行政機関の職員等による不正利用、不正収集等につき、「行政機関個人情報保護法」より罰則を強化</li> <li>○民間事業者およびその従業者等による不正利用や、不正アクセス等による不正取得に直罰規定を創設</li> <li>○第三者機関の委員長等に対する守秘義務違反につき、必要な規定を整備。既存の守秘義務違反の罪より罰則を強化</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>○個人情報の利用形態が変わり、流通量が増えるにつれて、情報の漏えい・濫用の危険性も高まることから、不正な情報活用を防止するため、関係法令の罰則の強化を検討</li> </ul>                                                                                                                                                              |
| 第三者機関、目的外利用提供の制限等、罰則以外の個人情報保護方策 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○「番号」に係る個人情報の適正な取り扱いを担保するため、「番号」に係る個人情報の保護に関する事前評価(以下「情報保護評価」という)を実施し、情報システムの構築・改修が「番号」に係る個人情報へ及ぼす影響を評価し、その保護のための措置を講じる</li> <li>○行政機関および関係機関は、「番号」に係る個人情報を取り扱うシステムを開発または改修する前に、情報保護評価を実施した上で、その結果を第三者機関に報告し、その承認を受ける</li> <li>○第三者機関は、行政機関、地方公共団体、関係機関および法令に基づき「番号」を取り扱い得る事業者が情報保護評価を実施する際のガイドラインを作成するものとし、情報保護評価の実施についての助言、指導等を行うことができる</li> <li>○ガイドラインには、情報保護評価を実施しなければならない情報システムについての基準や、情報保護評価の実施方法、実施手順等を記載する</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>○番号制度を活用する各システムの構築に当たり、問題点を回避または緩和するための変更を促すことを目的として、プライバシーに対する影響評価の実施とその結果の公表を行う仕組みについて検討</li> <li>○特定の分野(例えば金融、医療等)については、法律上、追加的に措置すべき個人情報保護の方策があるかどうかにつき、「個人情報保護ワーキンググループ」における検討を踏まえ、当該分野における各制度を所管する主務官庁において、2011年5月を目途に一定の結論を得られるよう検討</li> </ul> |
| スケジュール                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>○2011年秋以降、可能な限り早期に番号法案および関係法律の関係法案を国会に提出</li> <li>○法案成立後、可能な限り早期に第三者機関を設置し、業務を開始</li> <li>○2014年6月、個人に「番号」、法人等に「法人番号」を交付</li> <li>○2015年1月以降、「番号」を利用する分野のうち、社会保険分野、税務分野のうち可能な範囲で「番号」の利用を開始</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○2014年1月第三者機関設置</li> <li>○2014年6月全国民に「番号」配布(ＩＣカードの国民への配布を検討)</li> <li>○2015年1月税務分野等のうち可能な範囲で利用開始。以降段階的に利用範囲を拡大</li> </ul>                                                                                                                             |
| 番号制度の導入に係る費用と便益                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○国と地方公共団体・関係機関(日本年金機構や医療保険者等)との相互調整を行うなど、地方公共団体等の実情や費用対効果を踏まえ、引き続き検討</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>○「情報連携基盤技術ワーキンググループ」等の作業と並行して、より精緻な試算を行うとともに、誰がどのように負担するかについて検討</li> <li>○番号制度を導入した場合の便益について、国民にわかりやすく示す</li> </ul>                                                                                                                                   |
| 制度構築の際の留意点                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○情報連携基盤の構築に当たっては、将来的に幅広い行政分野等における情報連携を可能とすることに留意</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○バックアップ体制やバックアップシステムの整備(システムが故障などにより稼働しなくなった場合に、その機能を代替するような体制を整えておくことや、その機能を代行するシステムを整備しておくこと)を含め、不具合等発生時に手作業等で対応できる範囲内の業務等を想定しつつ、番号制度の対象分野や制度設計を行うことが必要</li> </ul>                                                                                  |
| 番号制度創設推進本部の設置                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○政府広報を積極的に実施。中央・地方の各界各層の協力を得て2011年度および2012年度の2か年をかけて全国47都道府県で番号制度に関するシンポジウムを行う</li> <li>○番号制度導入のために周知・広報を行う民間団体を支援し、緊密な連携を行う</li> </ul>                                                                                                               |

(出所) 社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針および社会保障・税番号要綱等をもとに大和総研資本市場調査部制度調査課作成

## 2章 番号の利用方法

### 1. 政府における検討

要綱では番号の利用範囲として、年金、健康保険、介護保険、雇用保険の届出・受給事務、国税・地方税の提出書類、社会保障・地方税の手続き（条例）が例示されているにとどまっていた。

情報連携基盤技術WGでは、次のようなユースケースが例示されている。

◇確定申告（e-Tax）の省力化

- ・マイ・ポータルを通じて前年の申告内容、国民健康保険料、人的控除等の情報を確認する。
- ・年金の支給額や源泉徴収税額を納税者に通知する。
- ・税務当局と行政機関との情報の授受は想定されていない。

◇雇用保険と年金の供給調整

- ・雇用保険の失業給付と年金の供給調整のための年金事務所での手続きを不要とする。

◇引越しに係る自治体間での所得情報連携

◇出生手続きの簡素化

◇災害関連

このうち災害関連としては、下記が挙げられる。

#### 被災前の時点における対応

- ・各自治体の防災部局が作成しているハザードマップと要援護者となる可能性の高い住民の情報を連携して把握しておく。
- ・防災計画策定に必要な情報を情報連携機関を通じて収集し、計画策定に反映する。

#### 被災直後の対応

- ・被災者の安否、所在の確認を行う。

- ・被災者情報を共有するため、被災者の台帳を作成する。当該台帳に基づき、救援物資等の支給を行う。預金の暫定支払い等も可能とする。必要に応じ、被災の証明書を発行するシステムを整える。

#### 継続的な支援・生活再建支援

- ・被災者の台帳に基づき、継続的かつプッシュ型の援助を実現する。
- ・例えば、災害見舞金、災害支援金の支給、生活資金の貸し付け等、公営住宅の入居、被災者への学習支援・ケアシステムなど、情報連携により、精緻・迅速な生活再建支援を実施する。
- ・避難先での各種給付を実施する。
- ・災害ボランティアの管理システムの構築

要綱で検討結果を取り上げることとされていた社会保障分野サブWGは、現在検討中で児童扶養手当の手続きの簡素化が例示されている。

要綱では、全国知事会、全国市長会および全国町村会から寄せられた意見の実現に向けた検討を進めることとしている。

内閣官房は、「地方3団体に対する社会保障・税に関わる番号の利用方法に関する調査」を行っている<sup>6</sup>。調査結果のうち、地方税に関する利用方法の例として図表10のとおりまとめられている。

社会保障分野に限って見た場合の番号の利用方法として、全国知事会と全国市長会・全国町村会が示した例のうち主なものについても図表11および図表12に掲載する。

そのほか、例えば、情報連携基盤技術ユーザー

6) <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/dai3/siryou4.pdf>

図表10 地方税に関する番号の利用方法の例

| 類型                                           | 利用方法                                            | 例示                                                                                  |
|----------------------------------------------|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 【類型1】<br>添付書類の省略(69項目<br>延べ約97件)             | ○番号での行政機関等との情報連携による各種申請<br>における添付書類を省略できる。      | ○税分野<br>⇒確定申告時の各種控除証明<br>書、減免申請時の罹災証明の<br>省略<br><br>○他分野<br>⇒各種福祉給付申請時の課税証<br>明書の省略 |
| 【類型2】<br>新たに番号を付した申<br>告等の導入（12項目延<br>べ約15件） | ○番号を記載した新たな申告等の導入により、所得<br>捕捉の精度向上や事務効率化ができる。   | ○証券・金融・保険に関する調<br>書、確定申告・給与支払報告<br>書に被扶養者の番号を記載<br><br>○支払調書や不動産登記時に番<br>号の記載       |
| 【類型3】<br>住所情報の補足（12項<br>目延べ約20件）             | ○住所情報と関連づけられた番号により、正確な住<br>所情報や同一人物であることが把握できる。 | ○個人住民税の他市との二重課<br>税の防止、住民登録のない者<br>や再転入者の調査軽減                                       |
| 【類型4】<br>名寄せの効率化（45項<br>目延べ約95件）             | ○番号により各種所得や情報の名寄せの精度向上や<br>事務の効率化ができる。          | ○住民登録情報と各種課税資料<br>や車両登録情報をマッチング                                                     |
| 【類型5】<br>国税との連携強化（8<br>項目延べ約13件）             | ○番号による連携強化により国税の課税資料・情報<br>把握ができる。              | ○配当・報酬の資料等                                                                          |
| 【その他】                                        | ○他機関との連携（犯罪歴情報を取得して産廃処理<br>業の許可申請に伴う調査事務を軽減。）   |                                                                                     |

（出所）社会保障・税番号要綱についての都道府県・指定都市担当課長説明会、総務省自治局説明の資料をもとに  
大和総研資本市場調査部制度調査課作成

図表11 社会保障分野での利用（全国知事会）

|                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○各種申請時の提出書類の<br>削減等により、住民の利<br>便性向上を図る事例   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別障害者手当、特別児童扶養手当について、本人が受け取っている年金情報を把握できれば、認定請求書・所得状況届に添付している年金証書の写し等が不要となる。</li> <li>・身体障害者手帳、療育手帳の情報に付番することで、障害の程度を把握するために添付している手帳の写し等が不要となる場合がある。</li> <li>・施設入所支援サービスの利用情報に付番すれば、施設入所時における資格喪失届の届出漏れを防ぐことができる。</li> </ul>                                                                                   |
| ○特定の情報をカードに付<br>加することで、住民の利<br>便性向上を図る事例   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療保険情報と福祉医療情報を一元管理し、公費情報を保険証などに1C化して付与すれば、公費優先順の適正化や医療事務の効率化が図られる。</li> <li>・障害福祉情報や診療情報（透析、難病等）なども1C化して格納し、本人が所持すれば、災害や事故の際に、効果的で迅速な救命等につなげることができる。</li> </ul>                                                                                                                                                 |
| ○情報の共有化等により、<br>公平・公正で効率的な事<br>務処理を可能とする事例 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険請求上、一定期間に算定できる上限が設けられた診療について、複数の医療機関を受診した場合の請求の厳格化が図られる。</li> <li>・医療保険と介護保険の重複請求の捕捉に利用することで、保険給付の適正化が図られる。</li> <li>・被用者保険離脱データを住所地の市町村が閲覧できれば、対象者を速やかに把握できる。</li> <li>・結核、肝炎その他の生命および健康に重大な影響を与える疾病で、治療、経過観察その他の措置を必要としている者が所在不明である場合において、共通番号を活用して現住所を確認し、必要な措置を行うことが可能となれば、当該者の生命や健康を守ることができる。</li> </ul> |
| ○その他の事例                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新生児検診、学校での身体測定、成人後の健康診断をはじめ、各医療機関等での受診履歴、投薬履歴の情報に付番して保健所に集約・蓄積することで、健康状態に応じた健康診断の受診案内を行うことができる。</li> <li>・アレルギー情報も盛り込めれば、投薬ミスもなくなる。</li> </ul>                                                                                                                                                                  |

（出所）社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会の資料をもとに大和総研資本市場調査部制度調査課作成

図表12 社会保障分野での利用（全国市長会、全国町村会）

|                |                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○医療保険関係        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者の資格の取得、喪失手続の効率化、適正化を図ることができる。</li> <li>・医療保険の加入漏れや重複加入を防ぐことができる。</li> <li>・転出入に伴う社会保険等の加入・給付状況についての引継ぎが容易になる。</li> <li>・患者の管理及び保険資格確認や診療履歴、投薬履歴、ケアプラン、介護記録などの情報をデータベース化することにより、総合的かつ的確な医療サービスが受けられ、行政や医療現場も効率化が期待できる。</li> </ul> |
| ○介護保険関係        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・患者台帳やカルテ、介護サービス利用記録など共有できれば効率的なサービス提供ができる。見守り体制の構築もできる。</li> <li>・介護サービス利用者や障害者手帳所持者等の転出入の管理ができ、高齢者等の生存確認が容易になる。</li> </ul>                                                                                                          |
| ○年金関係          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民年金部門において、国民年金加入（20歳）の本人申請の省略、より正確でスムーズな本人確認事務、保険料納付状況の把握等が可能となる。</li> <li>・受給資格、受給申請、保険料の納付状況が一元管理され、データベース化が可能となる。</li> </ul>                                                                                                     |
| ○福祉関係          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者自立支援法サービス、介護保険サービスの利用状況の一元化が図れると、65歳を超える時の継続的サービス調整が容易となる。</li> <li>・障がい者サービスの受給者番号として利用することで転出や転入などの受給者管理が容易となる。</li> </ul>                                                                                                      |
| ○医療・介護・福祉の連携関係 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療・介護・福祉の情報共有・連携がよりスムーズで正確になり、迅速で適正な予防接種や医療行為、要介護の認定、障がい者サービス等を行うことができる。</li> <li>・乳幼児医療費助成事業において、自治体と医療機関での受給者の確認が容易になり、適正な事務につながる。</li> </ul>                                                                                      |
| ○その他関係         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども手当、子ども医療費など、これまで申請時に必要としていた添付書類が不要となり、手続の簡素化が図られるとともに、所得制限のある手当等に関しては、正確な所得情報を得ることができ、信頼性が向上する。</li> <li>・児童扶養手当等について、年金情報の確認が出来るようになれば、重複支給による返納金の発生が押さえられる。</li> </ul>                                                          |

（出所）社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会の資料をもとに大和総研資本市場調査部制度調査課作成

サブWG<sup>7</sup>では、上下水道、電話、電気等、介護認定作業などで利用することが意見として出されていた。市町村とハローワークの情報連携により、職業訓練や生活支援と生活保護の適正な支給に役立てることなども考えられる。

そのほか、行政機関が収集した個人情報匿名化・類型化することで、各種の政策の分析に生かすことも想定しているもようである。

## 2. 民間における検討

要綱の公表直前においては、2018年以降に番号法を改正し、民間利用について検討するとしていたもようである。しかし、時期的に遅すぎるとの民間の反発が強かったことなどから、要綱にはその旨の記載は削除されている。

民間からの要望としては、例えば、日本経済団体連合会が10年11月8日に公表した「豊かな国民生活の基盤としての番号制度の早期実現を求める」では、下記が提案されている。

- ・給付付き税額控除への活用
- ・企業の税務・社会保険関係業務の効率化（原始記録から徴収に至るまでのシームレスな処理）
- ・本人了解の下での医療データの蓄積・利用
- ・共通プラットフォームを通じた官民の情報共有（現住所など）による国民利便性の向上
- ・記入済み申告制度（税務当局が把握している資料情報から作成された申告書を本人が修正・確認し、申告の上、納税・還付を受け

7) 情報連携基盤技術WGのもとに設置されている。

る制度)の導入

- ・行政手続きの処理状況の確認制度
- ・自己情報の適切な管理・確認制度
- ・選挙投票等への活用(勤務先の最寄りの投票所での投票やインターネット経由の投票)
- ・医療・介護の情報連携など

このうち、企業の税務・社会保険関係業務については、個人情報保護WG報告書案に示されているように、税法など法令で許された範囲内において番号に基づく従業員等のデータベース等の構築は認められ得るもようだが、それによりどの程度のシームレス化が可能か検討を要する。行政手続きの処理状況の確認や自己情報の適切な管理・確認制度については、マイ・ポータルにより対応可能と思われる。

医療データの蓄積・利用については、生活習慣病の予防や緊急時の対応、より効率的な医療の提供に役立てることが考えられる。例えば、生活習慣病に関して言えば、現在、健保から国保に移った場合、あるいは同じ健保であっても就業先の変更(同一グループ内での移転も含む)によって、本人の医療や健康診断等のデータの継続性は断たれてしまうが、番号またはリンクコード等を利用することで、これを継続的に管理できるようにすることにより、成人病や生活習慣病などの予防に役立てることなどが考えられる。同一個人の長期間の健康診断のデータ収集を可能とすることで、情報管理をしているベンダーによるデータ分析と、それに基づく医療担当者によるアドバイスの提供などが可能になると思われる。医療・介護の情報連携については、例えば、在宅介護の現場で、医師、ケアマネジャー、介護事業者、地方自治体など複数の関係者が、本人や家族の了解の下で、

診療履歴、投薬履歴、ケアプラン、介護記録などの情報をデータベースとして共有することなどが想定されている。しかし、医療や介護に関する情報は機密性が高く、医師会などの反対も強く、実現は難しそうである。

官民の情報共有については、情報連携基盤の民間事業者の参加を認めることになり、当初からの実現は厳しそうである。

そのほか、民間企業からは、社内のセキュリティー管理に活用する、行政機関が保有する情報を保険加入や保険金等の支払いの可否判定に活用する、法人顧客等の法人番号で効率的に管理する、などの利用方法も提案されていた。

証券会社や金融機関などにおいては、本人確認の効率化、特に顧客が住所移転等をした場合の確認に番号を活用できれば、業務のコスト削減・効率化に役立つ。例えば口座開設時の本人確認において、現行制度では、マネーロンダリング対策から、犯罪収益移転防止法により、運転免許証、健康保険証などの写真付きの本人確認書類を提示する必要がある。住民票の写しなど、写真付きでない本人確認書類を提示した場合には、転送不要の書留郵便を対象者に送付し、不着による返戻がないことをもって本人確認が終了するといった対応が求められている。

証券会社や金融機関では、ICカードや、番号を国民に通知する際の通知書の提示、あるいは番号の利用によって、この郵送手続きを簡素化することができないかという期待があった。このうちICカードの提示や番号を国民に通知する際の通知書を本人確認書類として提示する方法は、番号制度上は認められるもようである。ただし、ICカードは本人の交付申請に基づいて交付されるもようであることや現在の住基カードの普及状況を

考えると、ＩＣカードが番号制度導入当初から一斉に普及することは考えづらい<sup>8</sup>。通知書を提示する方法についても、本人が提示していることを確認するためには、結局は写真付きの身分証明書を提示してもらう必要がある。番号の利用については、番号を用いて住基ネットにアクセスして確認する方法は認められないものと思われる。番号の提示や通知・記入によって本人確認を行うことも考えられるが、その場合、提示や通知・記入された番号が正しい番号か否かをどうやって確認するのかといった問題がある。また、オンライン処理による場合、単に番号を記入するだけでは、データの複製等を防止することはできない。複製の可能性がある場合は、犯罪収益移転防止法上の本人確認書類として認められる可能性は低く、また、要綱で求められている番号の真正性を確保しているともいえない。複製防止のためには、ＩＣカードに搭載されている公的個人認証等を活用することも検討する必要がある。ただし、これは証券会社や金融機関にとって、コスト増要因となる。

顧客が住所を移転しそれを証券会社や金融機関に通知しない場合に、番号に基づいて、住基ネットにアクセスし、移転後の住所を確認することができれば、住所確認のために転送不要の書留郵便を送るといったような対策を講じる必要がなくなりコストの削減につながる。しかし、これは、認められないものようである。

なお、公的個人認証サービスについては、官公庁だけでなく証券会社・金融機関を含む民間事業者への利用拡大が、番号制度の中で検討されているところである。例えば、口座開設時の本人確認

が公的個人認証サービスを利用した本人確認である場合は、本人確認票の起票や保管をしなくてよいこととするといった簡素化措置や、顧客の住所移転時などの基本４情報の変更情報を公的個人認証サービスで確認可能とするなどの措置等、利便性向上につながる施策が併せて実現されれば、民間側が活用するインセンティブが働く可能性もある。

そのほか、税や社会保障・災害対策以外の法令順守のために番号を活用することが認められるか、例えば、金融商品取引法（顧客勧誘における適合性の原則への対応、不公正取引の防止、反社会勢力の排除等）への対応のために、顧客の情報を番号を用いてデータベース化することが認められるか否かなども注目される。これらは、今後の検討によるが、少なくとも、番号により反社会勢力の対象者の情報を入手することは困難であると思われる。

証券・金融取引における納税事務を簡素化するために番号を利用することも考えられる。例えば、納税者が税務当局に対して、税務当局が番号により名寄せした自己の取引情報を確認できるようにすることで、証券会社や金融機関の支払通知書等の送付を免除するとともに、納税者の申告を容易にすることも考えられる。将来、金融所得課税一体化が進んだ場合には、金融所得確認システム<sup>9</sup>を導入することも考えられる<sup>10</sup>。

また、制度の導入の際に、既存の顧客の口座に番号を付番する必要があるが、導入当初から全て付番することは非常に困難である。要綱では、正当な利用目的で番号の告知を求められた場合は番

8) マイ・ポータルログインにはＩＣカードが必要であることから、制度導入時に普及するのではという見方もある。

9) 『大和総研調査季報』2011年春季号「証券金融税制の今後」（吉井 一洋）、82ページ以降参照

10) 2014年から導入が予定されている日本版ＩＳＡ（少額投資非課税制度）の拠出限度額の管理に用いることも考えられる。

号の告知をする必要がある旨を述べている。番号の告知義務は顧客側にあり、証券会社・金融機関側は努力は必要だが、必ずしも全ての顧客の口座について付番することまでは求められていない。

ただ、これら納税事務や当初の付番については、税務当局の対応によるところが大きい。最終的に内容が固まるのは、11年末に公表される2012年度税制改正大綱が示されるまで待たねばならない可能性もある。

### 3. まずはスモール・スタートか

番号に係る個人情報については、漏えいした場合に、原状回復は無理であることから言えば、慎重なスタートにならざるを得ないというのが、現状における政府のスタンスのもようである。

また、番号制度を導入しさえすれば、行政機関等において、直ちに情報連携が可能となるわけではなく、それが可能なインフラ整備を行うことが前提となる。このこともスモール・スタートとなる理由であろう。

したがって、民間事業者が番号を積極的に活用する局面は、当初はあまり期待できそうにない。残念ながら、導入当初は、民間にとってコスト増要因となろう。さらには、単なるシステム対応や事務コストだけでなく、導入前の時点においては、第三者機関が定めるガイドラインに従った番号を取り扱い得る事業者が情報保護評価を行い、評価結果を踏まえた措置を講じる必要がある。導入後は第三者機関への資料の提出・説明・報告や検査への対応も求められることになる。

政府側には、導入後も、制度を固定化することなく、柔軟に見直しを行っていくことが望まれる。また、民間サイドも引き続き、番号制度の有効活用に向けた提言を、番号に係る個人情報の保護策

と併せて、積極的に行っていく必要があるだろう。

#### 【参考文献】

- ・社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会 中間取りまとめ（2010年6月29日）
- ・社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会 中間整理（2010年12月3日）
- ・社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針（2011年1月31日）
- ・社会保障・税番号要綱（2011年4月28日）
- ・個人情報保護ワーキンググループ報告書（案）（2011年6月2日）
- ・内閣官房社会保障改革担当室「番号制度で何ができるようになるか」（2011年1月31日）
- ・日本経済団体連合会「豊かな国民生活の基盤としての番号制度の早期実現を求める」（2010年11月8日）
- ・富士通総研経済研究所主席研究員 榎並利博『金融』、「諸外国における納税者番号制度と韓国の現金領収証制度について」全国銀行協会連合会（平成22年8月号）

〔著者〕———  
吉井 一洋（よしい かずひろ）



資本市場調査部 制度調査課  
主任研究員  
担当は、証券・金融制度全般

鳥毛 拓馬（とりげ たくま）



資本市場調査部 制度調査課  
研究員  
担当は、税制・会計制度